

意見書

2019年10月28日

総務省総合通信基盤局電波部
移動通信課 御中

〒151-0053
東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F
一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
会長 会田 容弘
連絡担当者氏名 : 事務局長 木村 孝
電話 : 03-5304-7511
e-mail : info@jaipa.or.jp

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙該当箇所	意見
<p data-bbox="150 264 691 331">「別紙 1 1」ローカルローカル 5 G 導入に関するガイドライン案</p> <p data-bbox="150 371 405 405">P.5 (7) 提供範囲</p> <p data-bbox="150 445 691 837">自己土地利用は、他者土地利用より優先的に導入することができるものとして位置づけられるものである。このため、他者土地利用は、自己土地利用が存在しない場所に限り導入可能とする。また、他者土地利用のローカル 5 G 無線局の免許取得後に、自己土地利用の免許申請がなされた場合には、他者土地利用側が自己土地利用のローカル 5 G 無線局に混信を与えないように、空中線の位置や方向の調整等を行うことが必要である。</p>	<p data-bbox="719 264 1412 367">自己土地利用が必ず他者土地利用より優先される考え方では、自治体公共性の高い利用方法に対して制限を与える可能性があると考えられます。</p> <p data-bbox="719 407 1412 510">例えば、防災無線や公共インフラなどに利用するような公的な利用形態も考慮した優先度や制限を盛り込むことが望ましいと考えます。</p> <p data-bbox="719 517 1412 580">公的な利用を考慮することで、地域の活性化やローカル 5 G の普及を推進することができるものと考えます。</p> <p data-bbox="719 627 1412 837">また、他者土地利用のローカル 5 G 無線局の免許取得後に、自己土地利用の免許申請がなされた場合、自己土地利用と他者土地利用間の技術的な調整だけでなく、自己土地利用であることを理由に他社の事業を妨害する行為を防止するための運用調整のしくみも必要と考えます。</p>